

## Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

### 1 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。社会福祉事業の経営主体は多様化する傾向にありますが、社会福祉法人は依然としてその「主たる担い手」（社会福祉法第24条）として重要な位置を占めています。

社会福祉法人数は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によりその制度が創設されて以来、年々増加を続けており、東京都管内では令和2年4月1日現在で1,080法人となっています。

#### 社会福祉法人数の推移

（年度当初数。社会福祉協議会を含む。）

| 年 度 | 平成<br>元 | 平成<br>10 | 平成<br>20 | 平成<br>29 | 平成<br>30 | 令和<br>元 | 令和<br>2 |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 法人数 | 629     | 760      | 982      | 1,064    | 1,069    | 1,073   | 1,080   |

社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。

一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。

このため、社会福祉法人に対する指導検査は、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら社会福祉法第56条の規定に基づいて行っています。

なお、社会福祉法人の所轄庁は以下のようになっています。

（単位：法人）

| 所轄庁     | 平成30年<br>4月1日 | 平成31年<br>4月1日 | 令和2年<br>4月1日 |
|---------|---------------|---------------|--------------|
| 厚生労働大臣  | 30            | 30            | 30           |
| 東京都知事   | 312           | 317           | 323          |
| 特別区長・市長 | 727           | 726           | 727          |
| 合 計     | 1,069         | 1,073         | 1,080        |

## (1) 令和元年度 検査実施状況

社会福祉法人については、全体の33.6%に当たる102法人に対して実地検査を行いました。

(単位：法人)

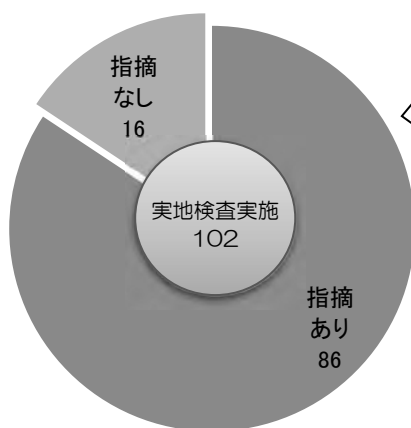
| 対象数(a) | 実地検査数(b) | うち文書指摘法人数 | 実施率(b/a) |
|--------|----------|-----------|----------|
| 304    | 102      | 86        | 33.6%    |

対象数、実地検査数及び文書指摘法人数については、国及び区市所管の社会福祉法人、社会福祉協議会等を含みません。

## (2) 主な指摘事項

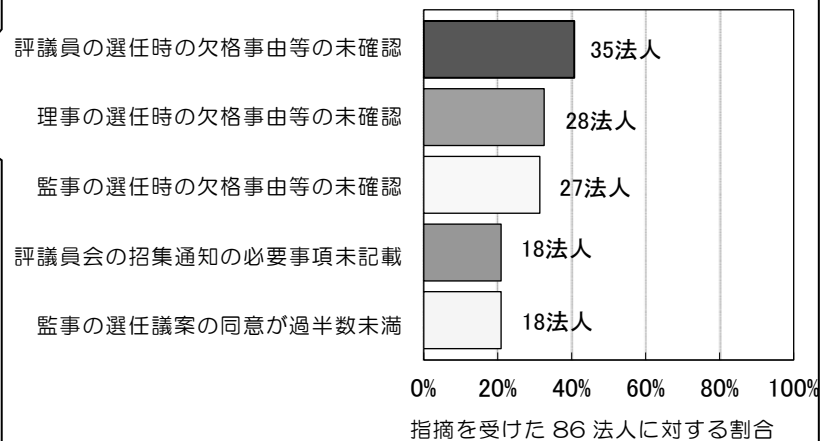
実地検査を行った102法人のうち、86法人が何らかの文書指摘を受けています。その86法人のうち、35法人が「評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認すること」について指摘されています。

文書指摘状況（法人数）



指摘率 84.3%

文書指摘内訳（上位5項目）



| 指摘の具体事項例                                                                                                                                                                                                                                                                    | 文書指摘<br>法人数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>➤ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。</p> <p>(社会福祉法第40条第1項、第2項、第4項及び第5項、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査実施要綱Ⅰ-3-(1)-2)</p>                     | 35          |
| <p>➤ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が上限を超える者がいないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。</p> <p>(社会福祉法第44条第1項及び第6項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査実施要綱Ⅰ-4-(3)-1)</p> | 28          |
| <p>➤ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人は監事の選任に当たり、欠格事由に該当する者でないか、各役員と特殊な関係にある者が含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。</p> <p>(社会福祉法第44条第1項、第2項及び第7項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査実施要綱Ⅰ-5-(2)-2)</p>              | 27          |
| <p>➤ 評議員会の招集通知に必要事項が記載されていないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人の評議員会の招集通知には、①評議員会の日時及び場所②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項③評議員会の目的である事項に係る議案の概要について記載しなければならないにもかかわらず、記載していない。</p> <p>(社会福祉法第45条の9第10項、社会福祉法施行規則第2条の12、指導監査実施要綱Ⅰ-3-(2)-1)</p>                                                   | 18          |
| <p>➤ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないにもかかわらず、同意を得ていない。</p> <p>(社会福祉法第43条第3項、指導監査実施要綱Ⅰ-5-(2)-1)</p>                                                                                          | 18          |

|                                                                                                                                                                                                                                         |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>▶ 欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。</p> <p>◇ 評議員は、評議員会に出席し、役員の選任・解任や、定款変更の承認等の社会福祉法人の基本的事項について決議する等、善管注意義務を果たさなければならないにもかかわらず、前年度から検査日現在までの間に開催された評議員会を全て欠席している。</p> <p>(社会福祉法第38条、民法第643条、第644条、社会福祉法人審査基準第3-1-(3)、指導監査実施要綱Ⅰ-3-(1)-(2))</p> | 16          |
| <p>▶ その他</p> <p>◇ 理事長及び業務執行理事が、理事会において必要な回数、職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。</p> <p>◇ 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。</p> <p>◇ 必要な書類等の備置きがされていないので、是正すること。 等</p>                                                                     | 302<br>(延べ) |
| <b>合計(延べ)</b>                                                                                                                                                                                                                           | 444         |

【根拠法令等】

- \* 社会福祉法  
＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
- \* 社会福祉法施行規則  
＝昭和26年6月21日厚生省令第28号「社会福祉法施行規則」
- \* 社会福祉法人審査基準  
＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
- \* 指導監査実施要綱  
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

### (3) 指導事例

(理事長及び業務執行理事(設置する場合)が、理事会において、3か月に1回以上(※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。)

- 理事長及び業務執行理事(設置する場合)は、理事会において3か月に1回以上(※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)理事長及び業務執行理事(設置する場合)の専決事項等の自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとされています。
- しかしながら、東京都が実地検査を行った法人において、理事会の議事録上、職務執行に関する報告を確認できない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、実際に開催される理事会において、理事長及び業務執行理事(設置する場合)が出席し、それぞれが職務執行に関する報告を行うよう指導を行っています。

## Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

### 【根拠法令等】

- \* 社会福祉法第45条の16第3項  
＝昭和26年法律第45号「社会福祉法」
- \* 指導監査実施要綱Ⅰ-6-(1)-4  
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

(理事会への欠席が継続している監事がいるので、是正すること。)

- 社会福祉法人の監事は、委任に関する規定に従い、理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の職務の執行を監督する等、善管注意義務を果たさなければならないとされています。
- しかしながら、東京都が実地検査を行った法人において、監事が前年度及び当該年度に開催された理事会を2回以上続けて欠席していた事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、理事会の開催日の調整等を十分に行うとともに、出席できない理由によっては、当該監事の交代を検討するよう指導しています。

### 【根拠法令等】

- \* 社会福祉法第38条  
＝昭和26年法律第45号「社会福祉法」
- \* 民法第643条、644条  
＝明治23年法律第28号「民法」
- \* 社会福祉法人審査基準第3-1-(3)  
＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
- \* 指導監査実施要綱Ⅰ-5-(2)-2  
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

## 2 介護保険施設

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で、かつ在宅介護が困難な要介護者に対して、日常生活上の必要なサービスを提供する施設で、都内に510施設あります（地域密着型介護老人福祉施設を除く）。そのうち東京都は、328施設を対象に、老人福祉法第18条及び介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区市が所轄する社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設については、都と区市とで役割分担しながら、実地指導を実施しています。

介護老人保健施設は、症状が安定期にあり、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者が入所・利用する施設で、都内に200施設あります。そのうち東京都は、市町村部に存在する74施設を対象に、介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区部に所在する介護老人保健施設については、各区が実地指導を実施しています。

介護療養型医療施設は、比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院して利用する医療系の介護保険施設で、都内に46施設あります。介護療養型医療施設に対する実地指導は、介護保険法第24条及び(旧)介護保険法第112条に基づいて実施しています。

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設で、都内に4施設あります。介護医療院に対する実地指導は、介護保険法第24条に基づいて実施しています。

### (1) 令和元年度 検査実施状況

介護保険施設については、全体の36.9%に当たる167施設に対して実地指導を行いました。また、97施設に対して集団指導を行いました。

#### ア 実地指導

(単位：施設)

| 種別        | 対象数<br>(a) | 実地指導数<br>(b) | うち<br>文書指摘<br>施設数 | 実施率<br>(b/a) |
|-----------|------------|--------------|-------------------|--------------|
| 介護老人福祉施設  | 328        | 124          | 57                | 37.8%        |
| 介護老人保健施設  | 74         | 42           | 16                | 56.8%        |
| 介護療養型医療施設 | 46         | 0            | 0                 | 0%           |
| 介護医療院     | 4          | 1            | 1                 | 25.0%        |
| 計         | 452        | 167          | 74                | 36.9%        |

## Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

介護療養型医療施設及び介護医療院の対象数には八王子市内の施設を含みます。また、介護療養型医療施設に対する実地指導については、制度発足以来、各施設に対して数回は実施してきたことから、平成20年度以降は集団指導に重点を置いて実施しています。

### イ 集団指導

| 種別        | 参加施設数 | 主な内容                                                                                                              |
|-----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護老人福祉施設  | 46    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営等に関する基準</li> <li>・実地指導において指摘の多い事項</li> <li>・サービス提供に当たっての留意事項</li> </ul> |
| 介護老人保健施設  | 6     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営等に関する基準</li> <li>・実地指導において指摘の多い事項</li> <li>・サービス提供に当たっての留意事項</li> </ul> |
| 介護療養型医療施設 | 45    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営に関する留意事項</li> <li>・指定届、変更届の手续</li> <li>・介護報酬の請求事務</li> </ul>          |
| 介護医療院     | 0     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月の制度創設から間もないため未実施</li> </ul>                                        |

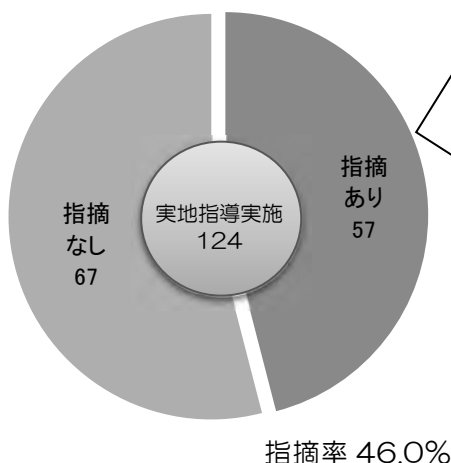
区市町村が主催する集団指導への講師派遣を含む。

## (2) 主な指摘事項

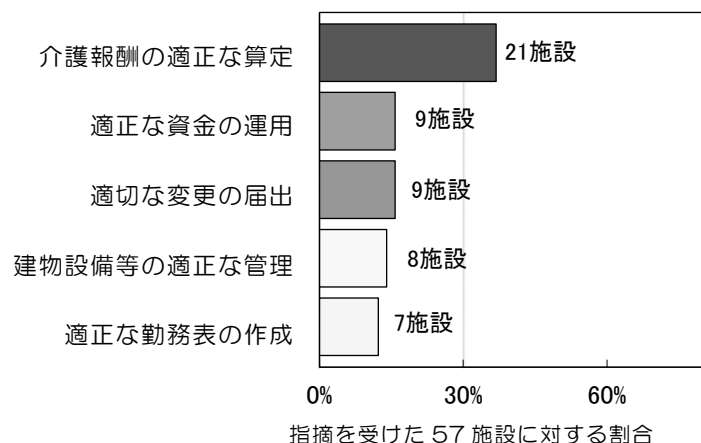
### ア 介護老人福祉施設

実地指導を行った124施設のうち、57施設が何らかの文書指摘を受けています。その57施設のうち、21施設が「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。

#### 文書指摘状況（施設数）



#### 文書指摘内訳（上位5項目）



| 指摘の具体事項例                                                                                                                                                                                                                                                                                | 文書指摘<br>施設数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>➤ <b>介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</b></p> <div> <p>◇ 看護体制加算(Ⅱ)について、看護職員の必要数を配置していないにもかかわらず、算定している。<br/>(厚告第21号別表1注6、厚労告第96号第51号、老企第40号第2の5(7))</p> <p>◇ ユニット型指定介護老人福祉施設において、ユニットリーダーを配置していないにもかかわらず、必要な減算を行っていない。<br/>(厚告第21号別表1注3、厚労告第96号第49号(第11号準用)、老企第40号第2の5(4))</p> </div> | 21          |
| <p>➤ <b>資金の運用は適正に行うこと。</b></p> <div> <p>◇ 当期資金収支差額合計がマイナスにもかかわらず、公益事業等に資金を繰り入れている。<br/>(第188号通知第2の3(1))</p> <p>◇ 公益事業等に一時繰替使用していたにもかかわらず、繰替えて使用した資金を当該年度内に補てんしていない。<br/>(第188号通知第2の3(4))</p> </div>                                                                                     | 9           |
| <p>➤ <b>変更の届出を適切に行うこと。</b></p> <div> <p>◇ 施設の運営についての重要事項を、運営規程に定めた上で、運営規程の変更の届出をしなければならないにもかかわらず、行っていない。<br/>(介護保険法第89条、介護保険法施行規則第134条第1項第10号、第135条、都指定条例第9条、都指定要領第4の5)</p> <p>◇ 介護支援専門員に変更があったにもかかわらず、変更届を提出していない。<br/>(介護保険法第89条、介護保険法施行規則第134条第1項第15号、第135条)</p> </div>              | 9           |
| <p>➤ <b>建物設備等の管理を適正に行うこと。</b></p> <div> <p>◇ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要に変更があったにもかかわらず、変更届を提出していない。<br/>(介護保険法第89条、介護保険法施行規則第134条第1項第7号、第135条)</p> </div>                                                                                                                                      | 8           |
| <p>➤ <b>勤務表を適正に作成すること。</b></p> <div> <p>◇ 指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければならないが、明確になっていない。<br/>(都指定条例第10条第1項、都指定要領第4の6(1))</p> </div>                                                                                             | 7           |

|                                          |            |
|------------------------------------------|------------|
| <p>➤ その他</p>                             | 57<br>(延べ) |
| <p>◇ 事故の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じること。 等</p> |            |
| <p>合計(延べ)</p>                            | 111        |

【根拠法令等】

- \*介護保険法  
＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
- \*介護保険法施行規則  
＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
- \*厚告第21号  
＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- \*厚労告第96号  
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
- \*老企第40号  
＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- \*第188号通知  
＝平成12年3月10日付老発第188号「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
- \*都指定条例  
＝平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \*都指定要領  
＝平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

## イ 介護老人保健施設

実地指導を行った42施設のうち、16施設が何らかの文書指摘を受けています。その16施設のうち、10施設が「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。

| 指摘の具体事項例                                                                                                  | 文書指摘施設数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p>➤ 介護報酬の算定等に誤り(不備)があるので、是正すること。</p>                                                                     | 10      |
| <p>◇ 療養食加算について、心臓疾患等の減塩食の塩分総量が6.0gを超えているにもかかわらず、算定している。<br/>(厚告第21号別表第2のワ、老企第40号第2の6(27)(第2の5(27)準用))</p> |         |
| <p>➤ 身体的拘束等の適正化を図ること。</p>                                                                                 | 5       |
| <p>◇ 身体的拘束等の適正化の指針について、定められた内容が不十分である。<br/>(都老健条例第21条第6項、都老健規則第8条の2第2号、都老健要領第4の16(4))</p>                 |         |

|                                                                                                                                                     |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <div>➤ 施設サービス計画等を適切に作成すること。</div> <div>◇ 施設サービス計画の作成にあたり、アセスメントを行ったことが客観的に確認できない事例がある。<br/><br/>(都老健条例第9条第2項、第7項、都老健要領第4の4)</div>                   | 2         |
| <div>➤ 建物設備等の管理を適正に行うこと。</div> <div>◇ 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要に変更があったにもかかわらず、変更許可を受けていない。<br/><br/>(介護保険法第94条第2項、介護保険法施行規則第136条第1項第7号及び第2項)</div> | 2         |
| <div>➤ その他</div> <div>◇ 栄養管理を適切に実施すること。                    等</div>                                                                                  | 4<br>(延べ) |
| 合計(延べ)                                                                                                                                              | 23        |

【根拠法令等】

- \* 介護保険法  
＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
- \* 介護保険法施行規則  
＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
- \* 厚告第21号  
＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- \* 老企第40号  
＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- \* 都老健条例  
＝平成24年3月30日東京都条例第42号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」
- \* 都老健規則  
＝平成24年3月30日東京都規則第46号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 都老健要領  
＝平成25年2月4日24福保高施第1903号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領」

## ウ 介護医療院

実地指導を行った1施設のうち1施設が文書指摘を受けています。この施設は、「他科受診時費用の算定について適正に行うこと」について指摘されています。

### (3) 指導事例

#### ア 介護老人福祉施設

(介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。)

- 指定介護老人福祉施設においては、看護体制加算(Ⅱ)を算定する場合は、看護職員の数が、常勤換算の方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに、1以上であり、かつ厚生省令で定める数に1を加えた看護職員を配置しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、算定に必要な数の看護職員数を配置していないにもかかわらず、当該加算を算定していた事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、各保険者に申告し、その指導に従って返還手続を行うよう指導するとともに、介護報酬算定の誤り等の防止体制及び請求前にチェックできる体制を整備するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- \*平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」別表1注6
- \*平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」第51号
- \*平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の5(7)

(資金の運用は行うこと。)

- 指定介護老人福祉施設においては、施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは差し支えないとされています。ただし、当該法人が実施する介護保険法で定める事業以外へ繰替使用した場合は、当該年度内に補てんしなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、当該法人が実施する介護保険法で定める事業以外へ繰替使用したにもかかわらず、年度内に補てんされていない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、繰替使用した資金について速やかに補てんするとともに、今後は、国の通知の定める要件を充足することを確認した上で、資金の繰替使用を行うよう指導しています。

【根拠法令等】

- \*平成12年3月10日付老発第188号「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第2の3(4)

## イ 介護老人保健施設

(身体的拘束等の適正化を図ること。)

- 介護老人保健施設においては、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、身体的拘束等の適正化のための指針について、都指定要領で定める項目が盛り込まれておらず、不十分な内容となっている事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、身体的拘束等の適正化のための指針の内容を見直し、身体的拘束等の適正化の取組を充実させるよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- \* 平成24年3月30日東京都条例第42号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」第21条第6項
- \* 平成24年3月30日東京都規則第46号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」第8条の2第2号
- \* 平成25年2月4日24福保高施第1903号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領」第4の16(4)

## (4) 介護報酬に係る返還金(介護保険施設)

前記の介護保険施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、29,066,032円でした。

| 区分        | 件数(施設) | 金額(円)      |
|-----------|--------|------------|
| 介護老人福祉施設  | 21     | 24,871,978 |
| 介護老人保健施設  | 10     | 4,194,054  |
| 介護療養型医療施設 | 0      | 0          |
| 介護医療院     | 0      | 0          |
| 計         | 31     | 29,066,032 |

金額は令和2年6月末時点のものです。